

東北地方太平洋沖地震によって被害を受けた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

災害等によって被害を受けた市民に対して各市町村から建物の被害の程度を証明するために「り災証明書」が発行されます。証明書の被害レベルに応じて支援金や義援金、災害弔慰金等の各種災害者支援制度が利用

できます。阪神淡路大震災の時は多くの市民が役場に殺到したことから膨大な数の建物を短期間で調査しなければならなくなり、一部不完全な調査が行われ被災者からの苦情が相次ぎ多数の再調査を行うことになりました。一部損壊と半壊全壊では支援内容にかなりの差があったからです。各市

区町村による判断基準に差異が生じ市民から批判された事もあって、平成13年に内閣府の災害の被害認定基準が改正されました。再建築の自宅を登記する際の税金免除等のメリットもありますので、り災証明書の内容は必ず確認をしてください。司法書士会で震災の無料電話相談会をしますので是非ご利用下さい。

☎0120(445)528

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>